

■ 施策体系



※地区計画(P123掲載)
 良好な市街地環境の形成や保全を図るため、地区の特性に応じ、道路・公園などの配置、規模や建築物の用途・敷地・壁面後退などについて、当該地区の住民などの意向を十分反映した計画を定め、土地利用や建築物の規制・誘導を図る都市計画法の制度。

1 まち並みづくり

(1) 土地利用・まち並み整備の総合的推進

[施策の方針]

- 市域全体を見据えた中で、市民と行政の協働により、地域の实情や役割に合った土地利用の方向性を検討し、さまざまな規制・誘導方策を活用しながら秩序ある土地利用を推進します。
- 住環境の保全などを目的とした地区計画[※]や建築協定[※]、緑地協定[※]、景観協定[※]などを適切に活用し、市民の自主的なルールづくりや情報提供などの各種支援に努めます。
- 市民と行政が協働して、「緑」や「田園」など、現在ある良好な自然環境や歴史的・文化的環境の保全に努めるとともに、地域特性を生かした良好な景観や自然環境と一体となった美しい景観の形成に努めます。
- 緑化団体によるイベントなどを通じ、景観や緑化推進に対する市民の啓発活動を推進し、市民一人ひとりの積極的な参加による美しいまち並みづくりを推進します。

[現状と課題]

- 良好な住宅地が形成されている地域では、建築協定や地区計画などの制度を活用したまち並みの維持・保全などが進められています。
- 花の苗を各集落に配布し、地区での植えつけや管理を行う「花のあるまちづくり事業」など、地域による美化活動が進められています。
- 花と緑の協会による緑化活動や転作田を利用した花の植栽など、市民による田園風景の景観形成が進められています。
- 市民が中心となって、地域の住環境について考える機運を高めていく動きが一部の地域で見られますが、さらに行政との協働により、地域に応じた施策を市民が提案・実施できる取り組みを進める必要があります。

※建築協定

建築基準法に基づくもので、建築基準法で定められた基準に上乘せする形で設けられる。建築における最低基準を全国一律に定める建築基準法では、満たすことのできない地域の個別的要求を満足させ、住宅地としての環境、商店街、工業団地としての利便を高度に維持・増進するなど建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するため、土地所有者などの合意により協定を結ぶ制度。

※緑地協定

都市計画区域の一団の区域で、地域の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者などの全員の合意により協定を結ぶ制度。

※景観協定

優れた景観を創造・保全するため、一定の区域内の土地所有者などの合意形成を基本とした景観形成等住民協定により、地域の総合的な景観形成を進めることができる兵庫県の景観の形成等に関する条例に基づく制度。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
都市の骨格となる都市軸の形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域交流軸を生かした広域的な交流や連携による市の活性化の促進 ● ゾーンと地域連携軸の設定による市民や資源の連携の促進 ● 市域の均衡ある発展の促進
土地利用の規制・誘導	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民と行政の協働による地域の実情や役割に合った秩序ある土地利用の推進 ● 緑地や市街化調整区域などの計画的な保全と活用 ● 質の高い良好な住環境の維持と住環境水準の向上
まち並み整備の総合的・計画的推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区計画、建築協定、緑地協定、景観協定の活用 ● 市民の自主的なまち並み整備のためのルールづくりへの支援 ● 地域の歴史や特性を生かした個性豊かなまち並み景観の形成 ● 「緑」や「田園」など現在ある良好な自然環境の保全と都市的利用の共生 ● 歴史的・文化的環境の保全 ● 自然環境と一体となった美しい景観の形成
身近な緑の保全・創造	<ul style="list-style-type: none"> ● 花苗の配布など地域住民による緑化活動への支援 ● 転作田を活用した田園風景形成の支援

[主要事業]

- 土地利用計画策定・推進
- 都市計画マスタープラン策定・推進
- 田園まちづくり事業(特別指定区域)
- 県民まちなみ緑化事業
- ふるさと田園景観創出事業

2 良好な住環境づくり

(1) 暮らしを基本とする住宅地の形成

[施策の方針]

- 市民と行政の協働により、地域の特性を生かした住環境整備の具体的な方針を検討し、ゆとりのある質の高い住環境の実現をめざします。
- 市民、事業者、行政が協働し、災害に強い住環境の整備に努めます。また、先人の培ってきた知恵や技を活かした個性ある住宅モデルプランについての検討を進めます。
- 老朽化した市営住宅については、長期的な視点に立ち、耐震性・耐久性・バリアフリー化・省エネルギーなどに配慮し、改修や建て替えの検討を進めます。
- 住宅や住宅地の供給を重点的に図るべき地域、集落地域などを中心に、基盤整備と一体となった良質な住宅や地域特性のある住宅整備を進めるため、さまざまな制度・手法を活用するなど積極的な支援・誘導に努めます。

[現状と課題]

- 土地区画整理事業などの推進により、新しい住宅地の整備が行われています。
- ひょうご東条ニュータウンインターパークでは、職住複合機能を備えた市街地形成が進められており、市の中心的な職・住空間となることが期待されています。
- 市営住宅が17団地あり、老朽化が進んでいる団地について、順次建て替えや改善に向けた検討を行う必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
災害に強い住まいとまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害に強いまちづくりの推進と危機管理体制の整備 ● 自治体間の広域連携の推進 ● 安全で良好な住宅整備のための建築指導
良好な住環境の維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 長期的かつ総合的視野に立った老朽市営住宅の建て替えの検討 ● 市営住宅のバリアフリー化の推進
良好な住環境の創造	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の特性を生かした定住性の高い良好な居住環境の創造 ● 土地区画整理事業への支援 ● 融資制度などを活用した住宅建設の促進

[主要事業]

- 住宅マスタープラン策定・推進
- 市営住宅建替事業
- 組合施行土地区画整理事業

(2) 地域特性を生かした都市の拠点づくり

[施策の方針]

- 良好な住宅整備基盤を生かした新しい都市の拠点づくりを進めます。
- 集落地や既成市街地などの住宅地については、良好な住環境の維持に努めながら、市民、事業者、行政の協働により、よりよい住環境をめざして再整備を促進します。
- 自然環境や文化と都市的利用の共生をめざし、歴史、文化、自然環境など地域の特性を生かした地域主導のまちづくりの推進に努めます。

[現状と課題]

- 東西軸の中国自動車道には、インターチェンジが2か所あり、阪神地域と直結していることから、これらの交通条件を生かした都市づくりが求められています。
- 中国自動車道、国道175号、国道372号の広域交流軸が結節する市域の中心部やひょうご東条ニュータウンインターパーク一帯を中心とした東部では、地域の特性を生かしたまちづくりが進められています。
- 地域の特性を生かした個性豊かな景観を形成するために、市域の一部で地域住民の意向に基づく景観形成地区[※]の指定が行われてきましたが、さらに新しい都市づくりに向けて、その趣旨を広めていくことが望まれます。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
新市街地にふさわしい職・住空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> ● ひょうご東条ニュータウンインターパークにおける市の産業活性化に期する職住複合機能を備えた活力ある新しい都市拠点の形成 ● 大都市近郊の立地環境を生かした住空間づくり
地域の個性あふれるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 既成市街地などにおける社会資源や地域特性を生かした再整備 ● 歴史的で良好な住環境の維持 ● 地域の特徴を生かしたまちづくりの推進 ● 里づくり条例[※]などを活用した特色あるまちづくり計画の策定推進

[主要事業]

- 南山土地区画整理事業
- まちづくり交付金事業

※景観形成地区

兵庫県の景観の形成等に関する条例に基づくもので、優れた景観を創造または保全する必要がある区域を指定し、地区のめざすべき景観に応じた景観形成基準を定めることができる。

※里づくり条例

住みよい里づくりをめざして、住民や事業者などが地域の将来像を共有し、その実現に向けて取り組むため、里づくり協議会、里づくり提案、里づくり協定などを定めた市の条例。

『快適』暮らしと憩いが響きあう 心地よいまち



3 ユニバーサル社会づくり

(1) ユニバーサル社会づくりの推進

[施策の方針]

- 都市基盤、公共施設、公共交通機関、生活利便施設などの整備にあたっては、妊産婦、子ども、高齢者、障害のある人、外国人などの利用に配慮したユニバーサルデザインの導入を進め、誰もが活動しやすいまちをめざします。
- 歩道や公共施設における段差解消などにより、バリアフリーの歩行空間ネットワークの形成を図り、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が安全で円滑に移動できるまちをめざします。

[現状と課題]

- 高齢者や障害のある人が地域の一員として共に暮らしていけるように、障壁を除いていく「バリアフリー」の考え方が一般化していますが、最初から誰にでも使いやすく、やさしい環境づくりを進める「ユニバーサルデザイン」の考え方に変わってきており、こうしたユニバーサル社会の実現が求められています。
- 地域のことは地域で考える「自主・自立のまちづくり」が進められていることから、地域に応じた整備を、そこに暮らす市民自らが提案・実施することが期待されます。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
都市基盤などのバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●都市基盤、公共施設、公共交通機関、生活利便施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入 ●市民参画による地域の実情を踏まえたユニバーサル社会づくり事業の推進 ●誰もが活動しやすいまちづくりの推進と市民意識の醸成

[主要事業]

- 福祉のまちづくり道路改良事業
- ユニバーサル社会づくり事業

4 情報通信サービスの充実

(1) CATVなどによる行政サービスと市民交流の促進

[施策の方針]

- 全市域へのCATVのデジタル化を早急に進め、地域に密着した生活情報や防災情報を提供し、地域コミュニケーションの活性化や市内全域の連帯感の醸成を促進します。
- 高度情報化社会[※]への対応として、CATV施設の高度利用を進め、双方向の情報のやりとりや市民参加による番組づくりなど、時代に適合したサービスの充実に努めます。
- 市民や事業者との連携により、いつでも、どこでも、誰でもネットワークに接続し、情報を利用できる社会の実現をめざします。

[現状と課題]

- 近隣自治体にはない公営のCATV施設を保有し、さらに近隣地域に先駆けて、市内全域のデジタル化を進めています。
- 今後は、市内全域への格差のないサービスや、市民や団体などによる取材体制の充実が期待されています。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
情報通信施設の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 効率的な情報サービス提供の推進 ● 市民から信頼される施設運営
情報サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に密着した番組制作の充実 ● 地域コミュニケーションの活性化 ● 市内全域の連帯感の醸成が図れるシステムの構築 ● より時代に適合したサービスの提供 ● 地域住民のデジタルデバイド[※]の解消
情報通信基盤の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域情報化のより一層の充実と高度情報化への対応 ● 市民参画型の組織の育成 ● 地域住民連携のユビキタス社会[※]の実現

[主要事業]

- 番組制作事業 ● 再送信事業 (BS・CS・デジタル放送など)
- 自主放送番組送信事業 (デジタル送信など) ● 有料番組送信事業
- インターネット接続サービス事業 ● デジタル化整備事業
- 音声告知サービス事業

※高度情報化社会
社会の構造が、IT(情報技術)を軸とした産業・経済・文化に移行しつつある社会のこと。

※デジタルデバイド
パソコンやインターネットなどのIT(情報技術)を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる待遇や貧富、機会の格差。個人間の格差のほかに、国家間、地域間の格差を指す場合もある。

※ユビキタス社会
「いつでも、どこでも、誰でも」がコンピューターネットワークをはじめとしたネットワークにつながるにより、さまざまなサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会。

5 道路環境・ネットワークの充実

(1) 総合的なみちづくりの推進

[施策の方針]

- 市民生活に身近な地域内道路については、市民の協力と参加を促がしながら、地域の実情を踏まえつつ、子どもや高齢者をはじめすべての人々にとって、安全で快適な道路空間の創造に努めます。
- 国道、県道を含めた幹線道路ネットワークの形成に努めるとともに、地域の状況に応じた事業手法により、道路の整備を促進します。

[現状と課題]

- 東西に中国自動車道と国道372号、南北に国道175号が走り、さらに主要県道がつながるなど、広域的な道路ネットワークが形成されています。
- 地域内道路は、周辺住民の生活に密着しており、生活の利便性や快適性の確保、交通安全や防災機能を高めるうえで非常に重要となっています。
- 市道の延長は長く、中には幅員狭隘、側溝が未整備となっている箇所、また、未舗装区間があり、交通面、安全面などの問題を抱えています。
- 周辺住民の理解や沿線土地所有者の協力を得ながら、市の財政状況を踏まえつつ、道路の状態や緊急性などを勘案して、計画的な整備と管理に努める必要があります。



【施策の展開】

基本事業	事業の内容
都市を支える道路の体系的整備	●機能分担と連携性を考慮した体系的な道路整備の推進
人が主役の安全で快適な道路整備	●やさしさのある歩いて楽しい道路づくり ●すべての人に使いやすい歩行空間の確保ときめ細やかな道路整備
環境にやさしい魅力ある道路空間の創造	●道路空間における快適性や景観の向上 ●周辺環境に配慮した魅力ある道路空間の創造
地域の活性化を支援する道路整備	●市内の幹線道路と地域内道路の連携 ●計画的で効率的な道路整備の推進
市道の維持管理	●市道の効率的かつ効果的な維持管理 ●地区住民などから道路情報を得るためのシステム整備

【主要事業】

- 道路新設改良事業
- 交通安全施設整備事業
- 道路維持管理事業

6 公共交通機関などの整備

(1) 総合的な交通体系の確立

[施策の方針]

- 公共交通機関が市民の移動手段として、さらに利便性が向上されるよう、周辺市町と連携しながら、関係機関への働きかけに努めます。
- 市民と行政の協働により、公共交通のあり方や総合的な交通システムの検討を進めます。

[現状と課題]

- 市内の公共交通機関としては、路線バスやJR加古川線があります。また、中国自動車道の高速バスにより、大阪市内まで1時間圏内の距離となっています。
- JR加古川線は、市内唯一の鉄道路線として重要な役割を担っていますが、運行速度や運行頻度についての課題を残しています。
- 路線バスは運行ルートが限られており、また、採算面から便数の削減や路線の廃止などが懸念されています。
- 自家用車に依存する割合が高いため、公共交通機関の利用者は減少していますが、子ども、高齢者、障害のある人など交通弱者の移動手段として、交通システム構築への要望が高まっています。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
公共交通網の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通機関の利便性の向上 ●地方路線バスの運行継続の確保
地域特性に応じた総合的な公共交通の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども、高齢者、障害のある人など交通弱者の交通移動手段確保の検討

[主要事業]

- 公共交通維持確保対策事業
- 公共交通ネットワーク事業の検討

7 ライフラインなどの充実

(1) 上下水道の充実

[施策の方針]

- 水道事業基本計画に基づき、上水道事業の効率化と経営基盤の強化に努めるとともに、安全でおいしい水の安定的供給を推進します。
- 下水道については、適正な維持管理を図り、良好な環境の維持向上に努めます。
- 下水道施設への宅内排水の接続についての啓発を強化し、水洗化の促進に努めます。
- 水資源が有限であることの認識をもち、節水などに対する市民の意識の醸成に努めます。

[現状と課題]

- 需要者に対するサービスの向上や災害に強い水道が求められる中で、長期的視点に立った計画的かつ効率的な事業運営により、水質・水量の確保、料金の適正化などを基本とした水道サービス事業を確立することが求められています。
- 下水道は暮らしに欠かせないライフラインであり、また、公共用水域の水質保全に果たす役割が一層重要になっています。引き続き効率的な維持管理により、水質保全に努める必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
上水道の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の耐震化や連絡管の整備推進 ●事務の委託化など事務事業の効率化 ●老朽施設の更新 ●漏水対策による収益率の向上 ●適正料金の検討と経営の健全化
上水道の安全・衛生	<ul style="list-style-type: none"> ●集中監視システム[*]の充実強化 ●施設の管理体制の強化 ●水質監視装置(フィッシュモニター)の導入
総合的な下水道整備・雨水対策	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の統廃合の推進 ●公共下水道区域外における小型合併処理浄化槽設置の推進 ●効果的な雨水排水事業の推進
下水道の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の効率的な維持管理 ●下水道会計の健全化

※集中監視システム

パソコン端末とデータサーバで構成された中央システムと各施設(浄水場など)を専用回線で結び、遠隔で集中管理するシステム。

[主要事業]

- 上水道施設の整備・管理
- 下水道施設の整備・管理